

奈良県女性センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県女性センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県女性センター管理規則（昭和六十一年三月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午前九時三十分から午後八時三十分（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあつては、午後五時）まで」を「午前九時から午後五時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。